

第3 特 別 会 計

「財政法」(昭22法34)第13条第2項においては、

- (イ) 特定の事業を行う場合、
- (ロ) 特定の資金を保有してその運用を行う場合、
- (ハ) その他特定の歳入をもって特定の歳出に

充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合

に限り、法律により特別会計を設置するものとされている。

5年度においては、特別会計の数は次の13となっている。

(特別会計一覧)

- ・ 交付税及び譲与税配付金特別会計(内閣府、総務省及び財務省)
- ・ 地震再保険特別会計(財務省)
- ・ 国債整理基金特別会計(財務省)
- ・ 外国為替資金特別会計(財務省)
- ・ 財政投融资特別会計(財務省及び国土交通省)
- ・ エネルギー対策特別会計(内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省)
- ・ 労働保険特別会計(厚生労働省)
- ・ 年金特別会計(内閣府及び厚生労働省)

- ・ 食料安定供給特別会計(農林水産省)
- ・ 国有林野事業債務管理特別会計(農林水産省)
- ・ 特許特別会計(経済産業省)
- ・ 自動車安全特別会計(国土交通省)
- ・ 東日本大震災復興特別会計(国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省)

各特別会計の経理する内容は、それぞれ異なるものであるが、5年度予算における各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、441.9兆円である。このうち、会計間の取引額等の重複額等を控除した特別会計の純計額は、197.3兆円である。

この197.3兆円には、国債償還費等82.0兆円(4年度当初予算比10.9兆円減)、社会保障給付費75.4兆円(同1.8兆円増)、地方交付税交付金等(地

方譲与税等を含む。)19.9兆円(同0.1兆円増)、財政融資資金への繰入12.0兆円(同13.0兆円減)が含まれており、純計額よりこれらを除いた額は8.1兆円となっている。さらに、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費0.7兆円(同0.1兆円減)を除いた額は、7.4兆円となり、4年度当初予算額に対して0.9兆円の増加となっている。

純計額の主な内訳を含め、以上を整理すれば次のとおりである。

	5年度 (百万円)	4年度 当初(百万円)
特別会計歳出総額	441,908,848	467,282,396
特別会計の会計間取引額	56,492,562	68,383,703
特別会計内の勘定間取引額	28,698,268	27,183,175
一般会計への繰入額	1,852,958	288,539
国債整理基金特別会計における借換償還額	157,551,331	152,940,382
純計額	197,313,729	218,486,597
i 国債償還費等	81,964,152	92,856,853
ii 社会保障給付費	75,384,233	73,560,484
iii 地方交付税交付金等	19,870,954	19,768,664
iv 財政融資資金への繰入	12,000,000	25,000,000
上記 i ~ iv を除いた純計額	8,094,390	7,300,596
v 復興関連経費	652,248	728,919
上記 i ~ v を除いた純計額	7,442,142	6,571,677

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

この会計は、地方交付税及び地方譲与税(地方揮発油譲与税、森林環境譲与税、石油ガス譲与税、特別法人事業譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び特別とん譲与税を総称する。)の配付に関する経理を明確にするために設けられたものである。

また、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金についても、この会計に計上することとしている。

5年度の主な内容は、次のとおりである。

- (1) 歳入において、5年度の所得税及び法人税の収入見込額の100分の33.1に相当する額11,800,150百万円、酒税の収入見込額の100分の50に相当する額590,000百万円並びに消費税の収入見込額の100分の19.5に相当する額4,559,880百万円の合算額16,950,030百万円から、①20年度、21年度、28年度、元年度及び2年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」(昭25法211)等に基づき5

年度分の地方交付税の総額から減額することとされている額783,154百万円を控除し、②同法等において5年度分の地方交付税の総額に加算することとされている額15,400百万円を加算した額16,182,276百万円を一般会計から受け入れることとしている。

財政投融資特別会計投資勘定からは、「地方公共団体金融機構法」(平19法64)に基づき、地方交付税交付金の財源に充てるため、同勘定に帰属する地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に相当する額として100,000百万円を受け入れることとしている。

東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として62,246百万円を受け入れることとしている。

地方法人税については、1,891,900百万円を計上し、その全額から28年度地方法人税決算精算額を控除した額を地方交付税交付金の財源としている。

上記の一般会計からの受入等については、

- 歳出において、借入金の償還金及び利子並びに一時借入金の利子の支払いの一部の財源に充てるとともに、地方交付税交付金17,002,354百万円(うち、震災復興特別交付税65,402百万円)を計上することとしている。
- (2) 「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」(平11法17)に基づき、歳入において一般会計からの受入204,500百万円を計上することとし、これを財源として歳出において個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補填するため、地方特例交付金を計上することとしている。
- (3) 「地方税法」(昭25法226)に基づき、歳入において一般会計からの受入12,400百万円を計上することとし、これを財源として歳出において「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(2年4月20日閣議決定)における税制上の措置による減収額を補填するため都道府県及び市町村に交付する固定資産税減収補填特別交付金を、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として計上することとしている。
- (4) 「道路交通法」(昭35法105)に基づき、地方の道路交通安全施設の設置等の財源に充てるため、歳入において交通反則者納金の収入51,557百万円を一般会計から受け入れることとし、これらを財源として歳出において交通安全対策特別交付金等を計上することとしている。同交付金については、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付することとしている。
- (5) 地方揮発油税の収入を受け入れ、「地方揮発油譲与税法」(昭30法113)に基づき、地方揮発油譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に譲与することとしている。
- (6) 「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」(平31法3)に基づき、都道府県及び市町村(特別区を含む。)が実施する森林環境整備事業費等の財源に充てるため、財政投融資特別会計投資勘定から「地方公共団体金融機構法」(平19法64)に基づき同勘定に帰属

する地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に相当する額として50,000百万円を受け入れることとし、これを財源として、森林環境譲与税譲与金として50,000百万円を歳出に計上し、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に譲与することとしている。

- (7) 石油ガス税の収入の2分の1に相当する額を受け入れ、「石油ガス譲与税法」(昭40法157)に基づき、石油ガス譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び「道路法」(昭27法180)第7条第3項に規定する指定市に譲与することとしている。
- (8) 特別法人事業税の収入を受け入れ、「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律」(平31法4)に基づき、特別法人事業譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県に譲与することとしている。
- (9) 自動車重量税の収入の1,000分の431に相当する額を受け入れ、「自動車重量譲与税法」(昭46法90)に基づき、自動車重量譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に譲与することとしている。
- (10) 航空機燃料税の収入の13分の4に相当する額を受け入れ、「航空機燃料譲与税法」(昭47法13)に基づき、空港関係都道府県及び空港関係市町村の航空機騒音対策事業費等の財源に充てるため、航空機燃料譲与税譲与金として、一定の基準により同法に規定する都道府県及び市町村(特別区を含む。)に譲与することとしている。
- (11) 特別とん税の収入を受け入れ、「特別とん譲与税法」(昭32法77)に基づき、特別とん譲与税譲与金として、徴収地港の所在する都及び市町村に譲与することとしている。
- (12) 財政融資資金及び民間からの借入金を計上している。借入金の償還金及び利子並びに一時借入金の利子の支払いの財源を国債整理基金特別会計に繰り入れることとしている。
- この会計の歳入歳出予算の大要は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
(歳入)		
一般会計より受入	16,450,732	(15,936,652) 17,567,480
財政投融资特別会計より受入	150,000	50,000
東日本大震災復興特別会計より受入	62,246	91,943
地方法人税	1,891,900	(1,712,700) 1,821,300
地方揮発油税	213,900	222,500
石油ガス税	5,000	5,000
特別法人事業税	2,009,300	(2,004,400) 2,103,900
自動車重量税	286,400	291,600
航空機燃料税	15,200	15,200
特別とん税	12,500	11,300
借入金	28,312,295	29,612,295
雑収入	2	2
前年度剰余金受入	1,764,331	(1,464,547) 1,642,242
東日本大震災復興前年度剰余金受入	3,156	996
計	51,176,962	(51,419,136) 53,435,757
(歳出)		
地方交付税交付金	17,002,354	(16,890,656) 18,811,771
地方特例交付金	204,500	217,200
新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	12,400	(9,500) 5,507
交通安全対策特別交付金	51,600	53,506
地方揮発油譲与税譲与金	216,400	229,100
森林環境譲与税譲与金	50,000	50,000
石油ガス譲与税譲与金	5,000	4,800
特別法人事業譲与税譲与金	2,013,700	(1,998,600) 2,092,500
自動車重量譲与税譲与金	287,400	289,100
航空機燃料譲与税譲与金	15,200	14,900
特別とん譲与税譲与金	12,400	11,300
地方道路譲与税譲与金	—	3
事務取扱費	265	265
諸支出金	298	326

国債整理基金特別会計へ繰入	29,669,495	30,183,195
予備費	2,600	2,600
計	49,543,613	(49,955,051) 51,966,072

2 地震再保険特別会計

この会計は、「地震保険に関する法律」(昭41法73)に基づき、保険会社等が行う地震保険に対する政府の地震再保険事業に関する経理を明確にするために設けられたものである。

この会計の歳入歳出予算の大要は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
(歳入)		
再保険料収入	80,217	81,618
雑収入	28,763	28,412
計	108,980	110,030
(歳出)		
再保険費	108,891	109,941
事務取扱費	89	89
予備費	1	1
計	108,980	110,030

3 国債整理基金特別会計

この会計は、国債の償還及び発行を円滑に行うための資金として国債整理基金を置き、その経理を明確にするために設けられたものである。

この会計の歳入歳出予算の大要は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
(歳入)		
他会計より受入	81,324,198	(92,333,090) 88,001,753
一般会計より受入	25,249,411	(24,338,491) 24,070,868
交付税及び譲与税配付金特別会計等より受入	56,074,787	(67,994,600) 63,930,884
東日本大震災復興他会計より受入	15,587	(20,369) 246,044
東日本大震災復興特別会計より受入	15,587	(20,369) 246,044
脱炭素成長型経済構造移行推進他会計より受入	607	—
エネルギー対策特別会計より受入	607	—

租 税	112,800	112,600
公 債 金	153,121,222	(149,081,480) 144,865,510
復興借換公債金	3,326,663	(3,858,902) 3,621,723
脱炭素成長型経済構造移行借換公債金	1,103,446	—
東日本大震災復興株式売却収入	200,245	172,108
東日本大震災復興配当金収入	5,440	(3,972) 4,965
運用収入	29,281	29,864
東日本大震災復興運用収入	145	122
雑 収 入	234,040	(178,954) 111,371
東日本大震災復興雑収入	22	(21) —
前年度剰余金受入	—	(—) 7,986
東日本大震災復興前年度剰余金受入	—	(—) 0
計	239,473,695	(245,791,483) 237,174,047
(歳 出)		
国債整理支出	234,821,541	(241,735,989) 233,129,084
公債等償還	224,745,556	(231,897,311) 224,341,246
公債利子等支払	10,022,751	(9,788,439) 8,737,431
公債等償還及び発行諸費等	53,233	(50,239) 50,407
復興債整理支出	3,548,101	(4,055,494) 4,044,962
脱炭素成長型経済構造移行債整理支出	1,104,053	—
計	239,473,695	(245,791,483) 237,174,047

(注) 5年度の公債金153,121,222百万円は、5年度中に償還期限の到来する公債等の借換えのため「特別会計に関する法律」(平19法23)第46条第1項の規定により発行する公債及び5年度における国債の整理又は償還のため同法第47条第1項の規定により発行した公債(前倒債)に係る公債金収入の見込額である。

(参考)

国債整理基金の年度末基金残高は、次のとおりである。

	5年度予定 (億円)	4年度実績 見込み(億円)
償還財源繰入額等	675,109	752,540
うち復興債償還財源	2,017	2,480
うち脱炭素成長型経済構造移行債(仮称)償還財源	—	—
償 還 額	675,115	752,678
うち復興債	2,017	2,480
うち脱炭素成長型経済構造移行債(仮称)	—	—
差引基金増△減額	△ 6	△ 139
年度末基金残高	30,035	30,042

4 外国為替資金特別会計

この会計は、政府が行う外国為替等の売買及びこれに伴う取引を円滑にするために置かれた外国為替資金の運営に関する経理を明確にするために設けられたものである。外国為替資金の運営に基づく収益金及びその運営に要する経費等を歳入歳出とし、外国為替等の売買等に伴う外国為替資金の受払いは、歳入歳出外として経理される。

5年度においては、外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等の限度額を、過去の実績等を勘案して195,000,000百万円としている。

また、「特別会計に関する法律」(平19法23)第8条第2項の規定により4年度において生ずる決算上の剰余の全額2,835,014百万円を5年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしており、このうち1,894,812百万円を「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」(仮称)に基づく防衛力整備計画対象経費(仮称)の財源又は防衛力強化資金(仮称)への繰入れの財源に充てることとしている。また、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」(仮称)に基づく防衛力整備計画対象経費(仮称)の財源又は防衛力強化資金(仮称)への繰入れの財源に充てるために、同法に基づきこの会計から1,200,433百万円を5年度の一般会計に

繰り入れることとしている。

なお、株式会社国際協力銀行に対し、グローバル投資強化ファシリティにおいて資金需要の増加等に伴い外貨資金が必要な場合にあつては、外国為替資金からの貸付けを行う場合がある。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
(歳入)		
外国為替等売買差益	157,200	161,025
運用収入	2,830,933	2,329,607
雑収入	3	1
計	2,988,136	2,490,632
(歳出)		
事務取扱費	2,931	3,158
諸支出金	426,364	348,075
融通証券事務取扱費一般会計へ繰入	1	1
防衛力強化一般会計へ繰入	1,200,433	—
国債整理基金特別会計へ繰入	489,591	496,252
予備費	300,000	300,000
計	2,419,319	1,147,486

5 財政投融资特別会計

この会計は、財政融資資金の運用並びに産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資に関する経理を明確にするために設けられたもので、財政融資資金勘定及び投資勘定より成っている。

また、庁舎等その他の施設の用に供する特定の国有財産(公共用財産等及び他の特別会計に属するものを除く。)の使用の効率化と配置の適正化を図るために定められる特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を行うために設けられた特定国有財産整備特別会計が21年度末で廃止されたことに伴い、21年度末までに策定されていた事業で完了していない事業の経理を行うため、22年度から当該事業が完了する年度までの間の経過措置として特定国有財産整備勘定が設けられており、事業完了後の残余財産は一般会計

に承継予定である。

5年度の主な内容は、次のとおりである。

(1) 財政融資資金勘定

この勘定の負担において発行する公債の限度額を12,000,000百万円、一時借入金等の限度額を15,000,000百万円としている。

積立金より受入は、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」(仮称)に基づく防衛力整備計画対象経費(仮称)の財源又は防衛力強化資金(仮称)への繰入れの財源に充てるため等の同法に基づく積立金からの受入れを見込んでいる。

なお、5年度においては、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」(仮称)に基づく防衛力整備計画対象経費(仮称)の財源又は防衛力強化資金(仮称)への繰入れの財源に充てるために、同法に基づきこの勘定の積立金のうち200,000百万円を一般会計に繰り入れることとしている。

(2) 投資勘定

歳入については、運用収入として株式会社国際協力銀行、地方公共団体金融機構等の納付金、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等の配当金等を見込むほか、前年度剰余金受入等と合わせて計1,016,707百万円を見積もることとしている。

歳出については、新しい資本主義の実現や経済安全保障の確保等を図ることとし、429,800百万円(4年度当初予算額326,200百万円)の産業投資支出を行うこととしている。

また、「特別会計に関する法律」(平19法23)に基づき、この勘定から一般会計への繰入金として、436,673百万円を計上し、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」(仮称)に基づく防衛力整備計画対象経費(仮称)の財源又は防衛力強化資金(仮称)への繰入れの財源に充てることとしている。

なお、5年度においては、地方公共団体金

融機構の納付金(150,026百万円)は、地方の財源不足の補填及び森林環境譲与税の譲与財源に充てるため、150,000百万円を交付税及び譲与税配付金特別会計へ特例的に繰り入れるほか、地方公共団体による上下水道事業への公共施設等運営権方式(コンセッション)の導入を促進するための補償金免除繰上償還に伴う財政融資資金勘定の利子収入の減少の補填に充てるため、26百万円を同勘定へ繰り入れることとしている。

(3) 特定国有財産整備勘定

庁舎等の移転再配置、地震防災機能を発揮するために必要な庁舎の整備を行うため、18,547百万円の特定国有財産整備費を計上している。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
(1) 財政融資資金勘定		
(歳入)		
資金運用収入	785,114	(1,014,336) 751,154
公債金	12,000,000	(25,000,000) 16,500,000
財政融資資金より受入	10,835,145	(22,001,226) 18,001,226
積立金より受入	251,038	—
他勘定より受入	26	34
雑収入	30,254	(46,890) 41,618
計	23,901,577	(48,062,486) 35,294,032
(歳出)		
財政融資資金へ繰入	12,000,000	(25,000,000) 16,500,000
事務取扱費	6,029	(5,934) 5,885
諸支出金	255,647	(257,338) 227,932
公債等事務取扱費一般会計へ繰入	33	106
防衛力強化一般会計へ繰入	200,000	—
国債整理基金特別会計へ繰入	11,439,807	(22,591,732) 18,554,557
予備費	60	60

計 23,901,577 (47,855,170)
35,288,541

(参考)

「特別会計に関する法律」(平19法23)第65条の規定による金利スワップ取引については、5年度は、想定元本で12,000億円を上限として実施する予定である。

なお、財政融資資金の長期運用予定額は、次のとおりである(「財政投融資計画の説明」参照)。

	5年度(億円)	4年度(億円) (当初計画)
特別会計	1,276	1,757
政府関係機関	82,922	59,391
独立行政法人等	18,663	77,076
地方公共団体	24,238	26,264
計	127,099	164,488
(2) 投資勘定		
(歳入)		
運用収入	423,370	293,140
償還金収入	12,950	5,000
利子収入	72	94
納付金	164,695	66,925
配当金収入	225,919	184,151
出資回収金収入	19,733	36,969
雑収入	3	3
前年度剰余金受入	593,333	239,851
資産処分収入	—	183,398
計	1,016,707	716,391
(歳出)		
産業投資支出	429,800	326,200
事務取扱費	108	119
地方公共団体金融機構納付金収入	26	34
交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	—	—
防衛力強化一般会計へ繰入	436,673	—
地方公共団体金融機構納付金収入	150,000	50,000
交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	—	—
国債整理基金特別会計へ繰入	0	0
一般会計へ繰入	—	270,038
予備費	100	70,000
計	1,016,707	716,391

なお、この勘定の投資計画は、次のとおりである(「財政投融資計画の説明」参照)。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
出 資 金		
株式会社日本政策金融公庫	28,800	18,900
沖縄振興開発金融公庫	7,000	2,600
株式会社国際協力銀行	90,000	85,000
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,200	3,100
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	139,200	54,600
株式会社脱炭素化支援機構	40,000	20,000
株式会社日本政策投資銀行	40,000	50,000
株式会社海外需要開拓支援機構	8,000	9,000
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	51,200	58,000
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	24,400	25,000
計	429,800	326,200

(注) 「産業競争力強化法」(平 25 法 98)第 112 条第 1 項の規定により、株式会社産業革新投資機構が、同法第 2 条第 27 項に規定する特定政府出資会社の政府が保有する株式の全部を譲り受けたときにおいて、当該特定政府出資会社の上記出資金の計画額のうち出資するに至っていない金額がある場合には、この金額は、株式会社産業革新投資機構に承継されるものとする。

(3) 特定国有財産整備勘定

(歳 入)		
国有財産売却収入	13,282	13,976
雑 収 入	79	100
前年度剰余金受入	56,683	39,470
計	70,044	53,546
(歳 出)		
特定国有財産整備費	18,547	22,066
事務取扱費	587	457
予 備 費	10	10

計 19,144 22,533

6 エネルギー対策特別会計

この会計は、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定及び原子力損害賠償支援勘定に区分され、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策、電源利用対策、原子力安全規制対策及び原子力損害賠償支援対策に関する経理を明確にするために設けられたものであり、それぞれの対策に要する費用の財源に充てる額は一般会計からの繰入れ、財政融資資金からの借入金等である。

また、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」(仮称)に基づき、カーボンプライシング導入の結果として得られる将来の財源を裏付けとした公債の発行により、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用(以下「脱炭素成長型経済構造移行費用(仮称)」という。)の財源に充てることとしている。

5年度の内容は、次のとおりである。

(1) エネルギー需給勘定

(イ) 燃料安定供給対策

石油・天然ガスの安定供給確保のため、必要な開発案件への支援、石油・天然ガスの探鉱及び地質構造の調査並びに石油・天然ガス開発関連技術の研究開発の効果的・効率的な推進のために必要な経費を計上しているほか、石油等の備蓄の着実な維持・管理に必要な経費を計上している。さらに、開発・精製分野を中心とした産油・産ガス・産炭国との共同研究、人的交流、投資促進事業など、我が国の強みを活かした資源外交の展開等の施策に要する経費を計上している。

また、国内石油精製機能の強化等による石油供給構造の高度化や、石油製品販売業等における安全確保対策、石油製品需給適正化調査等の施策に必要な経費を計上している。

(ロ) エネルギー需給構造高度化対策

内外の経済的、社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築

を図るため、再生可能エネルギーの利用拡大のための技術開発に要する経費及び省エネルギー設備等の導入支援に要する経費等を計上している。

また、脱炭素成長型経済構造移行費用(仮称)として、革新的技術の早期確立・社会実装に要する経費等を計上している。

(2) 電源開発促進勘定

電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策を実施することとしており、それぞれの対策については、電源開発促進税収の375分の161を基礎として算出した電源立地対策に係る繰入相当額、375分の146を基礎として算出した電源利用対策に係る繰入相当額及び375分の68を基礎として算出した原子力安全規制対策に係る繰入相当額のうち、必要額を一般会計から繰り入れることとしている。

また、脱炭素成長型経済構造移行費用(仮称)の財源に充てる額はエネルギー需給勘定から繰り入れることとしている。

(イ) 電源立地対策

発電用施設(原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設、核燃料サイクル施設等)の設置及び運転の円滑化のため、同施設の所在市町村等に対し、公共用施設の整備、住民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図る経費に充てるための交付金を交付することとしている。

また、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」(28年12月20日閣議決定)を踏まえ、中間貯蔵施設費用相当分について原子力損害賠償・廃炉等支援機構へ資金交付を行うこととしている。

(ロ) 電源利用対策

安定的な電力供給源であり、かつ、地球環境面の負荷が低い電源の開発及び利用の促進を図るため、これらの電源を効果的に活用する利用技術、原子力発電所の安全性向上等のための研究開発に要する経費を計上しているほか、核燃料物質の再処理並びに放射性廃棄物の処理及び処分、これらに

関する研究開発及び事故対応・安全対策に要する経費として、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対する運営費交付金等を計上している。

また、脱炭素成長型経済構造移行費用(仮称)として、高速炉・高温ガス炉の実証炉に係る研究開発に要する経費を計上している。

(ハ) 原子力安全規制対策

原子力発電施設等(原子力発電施設、核燃料サイクル施設等)の安全規制の措置を適正に実施するための審査・検査等及び原子力発電施設等の安全性に関する調査研究に要する経費を計上しているほか、原子力発電施設等の周辺地域の安全を確保するための防災体制の強化、原子力事故による被災者の健康管理・健康調査等に要する経費等を計上している。

(3) 原子力損害賠償支援勘定

「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平23法94)に基づき、東日本大震災による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等に対応するための財政上の措置に必要な経費を計上している。

この会計の歳入歳出予算の大要は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
(1) エネルギー需給勘定		
(歳入)		
一般会計より受入	515,836	(539,544) 736,419
脱炭素成長型経済構造移行公債金	506,149	—
石油証券及借入金収入	1,537,500	1,498,700
備蓄石油売払代	29,061	20,378
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構納付金収入	2,480	—
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金収入	9,867	—
雑収入	14,791	27,626

前年度剰余金受入	171,461	(150,521) 211,721
計	2,787,144	(2,236,769) 2,494,844
(歳出)		
燃料安定供給対策費	279,790	(244,280) 303,229
エネルギー需給構造高度化対策費	316,151	(328,609) 520,735
脱炭素成長型経済構造移行推進対策費	493,054	—
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	138,389	142,231
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構運営費	26,601	17,298
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構出資	48,555	(38,800) 45,800
事務取扱費	7,443	7,718
脱炭素成長型経済構造移行推進電源開発促進勘定へ繰入	12,345	—
諸支出金	0	0
融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	0	0
脱炭素成長型経済構造移行推進公債事務取扱費一般会計へ繰入	143	—
国債整理基金特別会計へ繰入	1,461,056	1,454,822
脱炭素成長型経済構造移行推進国債整理基金特別会計へ繰入	607	—
予備費	3,010	3,010
計	2,787,144	(2,236,769) 2,494,844
(2) 電源開発促進勘定		
(歳入)		
電源立地対策財源一般会計より受入	148,084	143,302
電源利用対策財源一般会計より受入	105,165	(108,728) 123,809

原子力安全規制対策財源一般会計より受入	42,032	(41,917) 46,229
脱炭素成長型経済構造移行推進エネルギー需給勘定より受入	12,345	—
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金収入	45	—
雑収入	1,345	985
前年度剰余金受入	25,441	27,504
計	334,458	(322,436) 341,829
(歳出)		
電源立地対策費	162,234	159,384 (16,553) 16,823
電源利用対策費	12,877	—
脱炭素成長型経済構造移行推進対策費	12,345	—
原子力安全規制対策費	26,658	(26,507) 29,405
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	93,448	(93,358) 94,961
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費	285	(285) 13,494
事務取扱費	26,101	(25,839) 27,252
諸支出金	0	0
予備費	510	510
計	334,458	(322,436) 341,829
(3) 原子力損害賠償支援勘定		
(歳入)		
原子力損害賠償支援資金より受入	4,585	4,647
原子力損害賠償支援証券及借入金収入	10,933,100	11,211,900
原子力損害賠償・廃炉等支援機構納付金収入	0	0
雑収入	1	1
前年度剰余金受入	161	272
計	10,937,847	11,216,819
(歳出)		
事務取扱費	1	1

国債整理基金特別会計へ繰入	10,937,846	11,216,818
計	10,937,847	11,216,819

7 労働保険特別会計

この会計は、「労働者災害補償保険法」(昭 22 法 50)による労働者災害補償保険事業及び「雇用保険法」(昭 49 法 116)による雇用保険事業に関する経理を行うために設けられたもので、労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定の3勘定より成っている。

5年度の主な内容は、次のとおりである。

(1) 労災勘定においては、労働者災害補償保険事業に要する費用の一部として、一般会計から7百万円を受け入れることとしている。

保険給付費については、4年度における実績を基礎として算定し、所要の額を計上している。

社会復帰促進等事業費については、個々の事業の精査を行い、所要の額を計上している。

(2) 雇用勘定においては、失業等給付の支給に要する費用として1,256,113百万円(うち一般会計からの繰入18,147百万円)を、育児休業給付の支給に要する費用として762,469百万円(うち一般会計からの繰入9,531百万円)を計上している。また、失業等給付及び育児休業給付の事務に要する経費に充てるため、一般会計から825百万円を受け入れることとしている。

就職支援法事業については、雇用保険を受給できない者に対し、職業訓練を行うとともに訓練期間中の生活支援のための給付等に要する費用として、事務費を除き23,363百万円(うち一般会計からの繰入6,425百万円)を計上している。

雇用安定事業等については、賃上げを伴う企業間・産業間の労働移動円滑化、主体的に学び直しを行う在職者や求職者等への直接支援、労働者のリスクリングへの支援等について所要の額を計上している。

(3) 徴収勘定においては、労災勘定及び雇用勘定への繰入れ並びに労働保険料等の徴収に必要となる経費を計上している。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
(1) 労災勘定		
(歳入)		
他勘定より受入	916,491	862,115
一般会計より受入	7	8
未経過保険料受入	23,765	21,996
支払備金受入	162,314	167,242
運用収入	98,029	101,231
雑収入	22,588	22,202
独立行政法人労働政策研究・研修機構納付金	—	28
計	1,223,193	1,174,823
(歳出)		
労働安全衛生対策費	25,690	(27,172) 28,236
保険給付費	756,740	764,558
職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	5,711	6,041
職務上年金給付費等交付金	4,671	5,014
社会復帰促進等事業費	125,512	137,744
独立行政法人労働者健康安全機構運営費	11,233	11,221
独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	1,332	1,825
仕事生活調和推進費	10,684	(10,900) 13,701
中小企業退職金共済等事業費	1,480	1,560
独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	126	126
個別労働紛争対策費	1,817	1,975
業務取扱費	71,426	64,617
施設整備費	1,175	1,273
保険料返還金等徴収勘定へ繰入	45,421	37,722
予備費	6,200	6,300
計	1,069,218	(1,078,048) 1,081,913
(2) 雇用勘定		
(歳入)		
他勘定より受入	3,080,707	2,246,983

一般会計より受入	34,927	(55,541) 786,964
積立金より受入	461,022	(1,264,402) 1,119,525
運用収入	1	5
独立行政法人勤労者退職金共済機構納付金	955	—
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構納付金	38,074	9
独立行政法人労働政策研究・研修機構納付金	—	364
雑収入	33,125	26,359
前年度国庫負担金受入超過額受入	—	(—) 313,073
計	3,648,810	(3,593,661) 4,493,282
(歳出)		
労使関係安定形成促進費	369	369
男女均等雇用対策費	14,701	(15,573) 15,812
中小企業退職金共済等事業費	5,866	5,924
独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費	28	29
個別労働紛争対策費	1,933	1,975
職業紹介事業等実施費	89,044	80,306
地域雇用機会創出等対策費	765,120	(763,690) 899,561
高齢者等雇用安定・促進費	202,888	(210,360) 246,318
失業等給付費	1,256,113	1,379,554
育児休業給付費	762,469	729,995
就職支援法事業費	24,283	25,337
職業能力開発強化費	60,013	60,779
若年者等職業能力開発支援費	3,404	3,359
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費	69,949	65,149
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費	4,707	2,000
障害者職業能力開発支援費	1,579	1,634

技能継承・振興推進費	3,828	3,617
独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	1,664	1,574
業務取扱費	132,739	119,754
施設整備費	3,750	3,842
育児休業給付資金へ繰入	21,562	37,486
保険料返還金等徴収勘定へ繰入	25,256	26,302
国債整理基金特別会計へ繰入	374	52
予備費	56,000	55,000
計	3,507,640	(3,593,661) 3,765,729
(3) 徴収勘定		
(歳入)		
保険料収入	3,994,836	3,107,259
印紙収入	197	189
一般会計より受入	229	231
一般拠出金収入	4,149	4,042
他勘定より受入	70,677	64,025
雑収入	1,816	1,651
前年度剰余金受入	7,767	9,185
計	4,079,671	3,186,583
(歳出)		
業務取扱費	36,827	35,940
保険給付費等財源労災勘定へ繰入	916,491	862,115
失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入	3,080,707	2,246,983
諸支出金	45,546	41,445
予備費	100	100
計	4,079,671	3,186,583

8 年金特別会計

この会計は、「国民年金法」(昭34法141)、「厚生年金保険法」(昭29法115)及び「健康保険法」(大11法70)に基づく年金給付及び全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の保険料等に関する経理並びに「児童手当法」(昭46法73)等に基づく児童手当等及び「子ども・子育て支援法」(平24法65)に基づく子どものための教育・保育給付等に関する経理を明確にするために設けられたものである。

5年度の主な内容は、次のとおりである。

(1) 基礎年金勘定においては、歳出では、基

礎年金給付費としての所要額、国民年金勘定、厚生年金勘定及び共済組合等の支出する基礎年金相当給付費の財源に充てるための繰入額等を計上している。歳入では、基礎年金給付等に要する費用の財源として国民年金勘定、厚生年金勘定や共済組合等からの所要の拠出金等による収入を見込んでいる。

(2) 国民年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額及び「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」(平16法166)に基づく特別障害給付金の支給に必要な所要額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、1,994,984百万円を一般会計から受け入れることとしている。

(3) 厚生年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、10,484,349百万円を一般会計から受け入れることとしている。

なお、27年度(10月)から、被用者年金制度が一元化されたことにより、歳出では、実施機関(共済組合等)の支出する厚生年金保険給付費等の財源に充てるための交付金を計上し、歳入では、厚生年金保険給付費等に要する費用の財源として実施機関からの所要の拠出金による収入を見込んでいる。

(4) 健康勘定においては、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を計上し、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、5,748百万円を受け入れることとしている。

(5) 子ども・子育て支援勘定においては、歳出では、児童手当の支給に必要な所要額を計上するとともに、子ども・子育て支援新制度における子どものための教育・保育給付に要する費用の地方公共団体に対する交付金の交付等を実施するための子ども・子育て支援推進費や、企業主導型保育事業等を実施するための仕事・子育て両立支援事業費等を計上している。

歳入では、事業主拠出金収入等を見込むと

ともに、一般会計から所要の財源として、2,503,337百万円を受け入れることとしている。

(6) 業務勘定においては、業務の取扱い等に必要経費(日本年金機構に対する運営費を含む。)を計上している。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
(1) 基礎年金勘定		
(歳入)		
拠出金等収入	26,257,761	25,553,795
運用収入	282	358
積立金より受入	2,586,115	2,102,821
雑収入	10,824	11,125
計	28,854,982	27,668,099
(歳出)		
基礎年金給付費	28,372,593	27,109,284
基礎年金相当給付費他勘定へ繰入及交付金	368,561	450,161
諸支出金	828	654
予備費	113,000	108,000
計	28,854,982	27,668,099
(2) 国民年金勘定		
(歳入)		
保険料収入	1,133,269	1,147,776
一般会計より受入	1,994,984	1,911,399
基礎年金勘定より受入	133,501	160,533
運用収入	1	1
積立金より受入	418,289	361,196
年金積立金管理運用独立行政法人納付金	242,804	227,610
独立行政法人福祉医療機構納付金	2,148	2,528
雑収入	782	801
前年度剰余金受入	26	23
計	3,925,804	3,811,867
(歳出)		
特別障害給付金給付費	2,440	2,515
福祉年金給付費	9	9
国民年金給付費	289,350	320,807
基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	3,507,742	3,360,494

年金相談事業費 等業務勘定へ繰 入	64,645	66,421
諸 支 出 金	60,418	60,322
予 備 費	1,200	1,300
計	3,925,804	3,811,867

(3) 厚生年金勘定

(歳 入)		
保 険 料 収 入	33,995,629	32,607,890
一般会計より受 入	10,484,349	10,246,797
労働保険特別会 計より受入	5,711	6,041
基礎年金勘定よ り受入	179,940	220,468
存続厚生年金基 金等徴収金	1,005	977
解散厚生年金基 金等徴収金	48,098	114,111
実施機関拠出金 収入	4,427,021	4,493,526
存続組合等納付 金	37,414	48,238
運 用 収 入	19	19
積立金より受入	675,058	878,933
年金積立金管理 運用独立行政法 人納付金	496,000	662,400
独立行政法人福 祉医療機構納付 金	38,876	45,745
雑 収 入	19,612	12,992
計	50,408,732	49,338,138

(歳 出)		
保 険 給 付 費	24,987,625	24,431,960
実施機関保険給 付費等交付金	4,755,919	4,764,683
基礎年金給付費 等基礎年金勘定 へ繰入	20,325,185	19,803,492
年金相談事業費 等業務勘定へ繰 入	223,684	192,387
諸 支 出 金	18,320	49,615
予 備 費	98,000	96,000
計	50,408,732	49,338,138

(4) 健康勘定

(歳 入)		
保 険 料 収 入	11,049,619	10,926,636
一般会計より受 入	5,748	5,787
日雇拠出金収入	175	292
運 用 収 入	0	0

業務勘定より受 入	60	70
借 入 金	1,440,920	1,446,630
雑 収 入	0	2
前年度剰余金受 入	18,370	21,007
計	12,514,890	12,400,423

(歳 出)		
保険料等交付金	11,023,401	10,910,269
業務取扱費等業 務勘定へ繰入	40,474	32,322
諸 支 出 金	4,348	5,416
国債整理基金特 別会計へ繰入	1,446,668	1,452,416
計	12,514,890	12,400,423

(5) 子ども・子育て支援勘定

(歳 入)		
事業主拠出金収 入	680,831	651,989
一般会計より受 入	2,503,337	(2,492,016) 2,564,326
積立金より受入	84,642	(63,731) 91,297
雑 収 入	7,583	6,748
前年度剰余金受 入	68,289	(59,339) 93,023
計	3,344,681	(3,273,823) 3,407,382

(歳 出)		
児童手当等交付 金	1,219,879	1,258,773
子ども・子育て 支援推進費	1,700,841	(1,626,519) 1,730,343
地域子ども・子 育て支援及仕 事・子育て両立 支援事業費	411,080	(370,115) 399,819
業 務 取 扱 費	4,063	(10,699) 10,730
諸 支 出 金	417	217
予 備 費	8,400	7,500
計	3,344,681	(3,273,823) 3,407,382

(6) 業務勘定

(歳 入)		
一般会計より受 入	107,342	(107,547) 107,536
他勘定より受入	330,545	292,889
特別保健福祉事 業資金より受入	40	18
独立行政法人福 祉医療機構納付 金	49	58

雑 収 入	5,751	9,662
前年度剰余金受 入	12,986	8,988
計	456,714	(419,161) 419,150
(歳 出)		
		(40,941)
業 務 取 扱 費	41,434	40,930
社会保険オンラ インシステム費	103,220	67,089
日本年金機構運 営費	311,948	311,029
独立行政法人福 祉医療機構納付 金等相当財源健 康勘定へ繰入	60	72
一般会計へ繰入	40	18
予 備 費	12	12
計	456,714	(419,161) 419,150

9 食料安定供給特別会計

この会計は、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」(平 18 法 88)に基づく交付金を交付する農業経営安定事業、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(平 6 法 113)及び「飼料需給安定法」(昭 27 法 356)に基づく米麦等の買入れ、売渡し等を行う食糧の需給及び価格の安定のために行う事業、「農業保険法」(昭 22 法 185)に基づく農作物、家畜、果樹、畑作物及び園芸施設共済並びに農業経営収入保険に係る国の再保険事業等、「漁船損害等補償法」(昭 27 法 28)に基づく漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険に係る国の再保険事業並びに「漁業災害補償法」(昭 39 法 158)に基づく漁獲、養殖、特定養殖及び漁業施設共済に係る国の保険事業に関する経理を明確にするために設けられたものである。

なお、「土地改良法」(昭 24 法 195)に基づく国営土地改良事業、土地改良関係受託工事等に関する経理を行うため設けられた国営土地改良事業特別会計が 20 年度より一般会計に統合されたことに伴い、10 年度以前に事業費の一部について借入金をもって財源とすることで新規着工した地区のうち 19 年度末までに工事が完了しなかった地区における事業(以下「未完了借入事業」という。)について、当該事業が完了す

るまでの間、借入金をもってその財源とすることができるよう、20 年度から未完了借入事業の工事の全部が完了する年度までの間の経過措置として国営土地改良事業勘定が設けられている。

5 年度の主な内容は、次のとおりである。

- (1) 農業経営安定勘定においては、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」(平 18 法 88)に基づく交付金の交付のために必要な経費を計上している。
- (2) 食糧管理勘定においては、歳入として、米麦等の買入代金の財源に充てるため食糧証券収入 361,466 百万円等を計上しており、歳出として、国内米の備蓄に伴う買入れ及び売渡し、輸入米等及び輸入小麦等の買入れ、売渡し等に必要な経費を計上している。国内米については買入数量 208 千トン、売却数量 208 千トン、輸入米等については買入数量 774 千トン、売却数量 824 千トン、輸入小麦等については買入数量 4,876 千トン、売却数量 4,876 千トンと見込んでいる。買入価格及び米等の売渡価格については、最近の価格動向等を勘案して算定した価格で計上しており、輸入小麦等の売渡価格については、5 年 4 月 1 日以降に見込まれる価格等で計上している。輸入飼料については小麦 350 千トン及び大麦 100 千トンの売却並びにこれに必要な買入れを予定している。さらに、農業経営安定事業に要する経費に充てるため農業経営安定勘定への繰入れに必要な経費を計上している。
- (3) 農業再保険勘定においては、最近における共済金額の^{すう}趨勢等を考慮して、農作物、家畜、果樹、畑作物及び園芸施設共済並びに農業経営収入保険の再保険金の支払に必要な経費等を計上している。
- (4) 漁船再保険勘定においては、最近における保険金額の^{すう}趨勢等を考慮して、漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険の再保険金の支払に必要な経費等を計上している。
- (5) 漁業共済保険勘定においては、最近における共済金額の^{すう}趨勢等を考慮して、保険金の

支払に必要な経費等を計上している。

(6) 業務勘定においては、農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業再保険勘定、漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定における事務取扱等に必要な経費を計上している。

(7) 国営土地改良事業勘定においては、かんがい排水事業3地区及び総合農地防災事業1地区の工事をそれぞれ施行するために必要な経費等を計上している。

なお、この勘定においては、財政融資資金の借入れ800百万円を予定している。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
(1) 農業経営安定勘定		
(歳入)		
食糧管理勘定より受入	91,300	124,186
一般会計より受入	110,476	106,091
独立行政法人農畜産業振興機構納付金	13,815	17,463
雑収入	0	0
前年度剰余金受入	35,833	26,638
計	251,424	274,378
(歳出)		
農業経営安定事業費	251,260	274,212
事務取扱費業務勘定へ繰入	64	66
予備費	100	100
計	251,424	274,378
(2) 食糧管理勘定		
(歳入)		
食糧売払代	622,162	(466,394) 457,439
輸入食糧納付金	452	434
一般会計より受入	131,000	(113,100) 160,100
食糧証券収入	361,466	(323,760) 244,500
雑収入	11,601	11,861
前年度剰余金受入	—	(—) 14,928
計	1,126,681	(915,549) 889,262
(歳出)		

食糧買入費	654,750	453,268
食糧管理費	36,763	37,711
交付金等他勘定へ繰入	104,451	(135,043) 134,119
融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	0	0
国債整理基金特別会計へ繰入	245,717	(204,528) 179,164
予備費	85,000	85,000
計	1,126,681	(915,549) 889,262

(3) 農業再保険勘定
(歳入)

農業再保険収入	64,793	(73,914) 73,908
再保険料	795	948
一般会計より受入	50,509	(63,767) 63,762
前年度繰越資金受入	13,489	9,198
積立金より受入	39,617	19,066
雑収入	1	2
計	104,411	(92,981) 92,975

(歳出)

農業再保険費及交付金	85,330	73,611
事務取扱費業務勘定へ繰入	874	(924) 918
予備費	18,000	18,000
計	104,204	(92,535) 92,529

(4) 漁船再保険勘定
(歳入)

漁船再保険収入	7,882	(8,000) 7,993
再保険料	0	0
一般会計より受入	6,943	(7,031) 7,023
前年度繰越資金受入	939	969
積立金より受入	100	100
雑収入	0	0
計	7,982	(8,100) 8,093

(歳出)

漁船再保険費及交付金	6,266	6,583
事務取扱費業務勘定へ繰入	559	(477) 469
予備費	100	100

計	6,925	(7,160) 7,152
(5) 漁業共済保険勘定		
(歳入)		
漁業共済保険収入	14,610	(12,739) 12,732
保険料	0	0
一般会計より受入	12,044	(10,587) 10,580
前年度繰越資金受入	2,566	2,152
雑収入	0	0
借入金	—	11,700
計	14,610	(24,439) 24,432
(歳出)		
漁業共済保険費及交付金	10,328	22,795
事務取扱費業務勘定へ繰入	116	(115) 108
国債整理基金特別会計へ繰入	2,340	1,170
予備費	100	100
計	12,884	(24,181) 24,173
(6) 業務勘定		
(歳入)		
他勘定より受入	14,765	(12,438) 11,493
雑収入	0	(1) 897
計	14,765	(12,438) 12,390
(歳出)		
事務取扱費	14,565	(12,238) 12,190
予備費	200	200
計	14,765	(12,438) 12,390
(7) 国営土地改良事業勘定		
(歳入)		
一般会計より受入	4,514	(5,911) 5,835
土地改良事業費負担金収入	5,659	7,518
借入金	800	800
雑収入	134	119
前年度剰余金受入	23	23
計	11,130	(14,371) 14,294
(歳出)		
土地改良事業費	4,654	6,228

土地改良事業工事諸費	775	(900) 824
土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入	1,481	1,421
東日本大震災復興土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入	1	0
東日本大震災復興土地改良事業費負担金等収入東日本大震災復興特別会計へ繰入	26	1
国債整理基金特別会計へ繰入	3,993	5,621
予備費	200	200
計	11,130	(14,371) 14,294

10 国有林野事業債務管理特別会計

この会計は、旧国有林野事業特別会計から承継した借入金に係る債務の処理に関する経理を明確にするため、この債務の処理が終了する年度までの間に限って設けられたものである。

この会計の歳入歳出予算の大要は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
(歳入)		
一般会計より受入	29,114	(19,949) 18,772
借入金	314,900	334,700
計	344,014	(354,649) 353,472
(歳出)		
国債整理基金特別会計へ繰入	344,014	(354,649) 353,472

(注) 5年度の借入金314,900百万円は、「特別会計に関する法律」(平19法23)附則第206条の6の規定に基づき、5年度中に償還期限の到来する借入金の借換えに係る借入見込額であり、借入金債務残高が増加するものではない。

11 特許特別会計

この会計は、特許等工業所有権に関する事務の遂行に資するとともに、その経理を明確にするために設けられたものである。

(1) 歳入については、出願人からの特許出願、審査請求等の特許料等収入の見込額を計上しているほか、前年度剰余金受入等を計上

している。

(2) 歳出については、工業所有権に関する情報提供及び人材育成支援等を行う独立行政法人工業所有権情報・研修館に対する運営費交付金を計上しているほか、特許行政運営に必要な人件費及び事務費、特許等工業所有権に関する審査審判等の処理促進に必要な経費、特許事務システムの開発及び運営に必要な経費、特許庁庁舎の施設整備に伴う工事等を行うために必要な経費等を計上している。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
(歳入)		
特許印紙収入	3,241	82,543
特許料等収入	148,203	66,086
一般会計より受入	1,845	18
雑収入	214	253
前年度剰余金受入	64,639	40,875
計	218,142	189,775
(歳出)		
独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費	10,561	10,762
事務取扱費	134,229	132,834
施設整備費	432	10,289
予備費	200	200
計	145,421	154,085

12 自動車安全特別会計

この会計は、「自動車損害賠償保障法」(昭30法97)に基づく自動車事故対策事業等及び「道路運送車両法」(昭26法185)に基づく自動車の検査、登録等の事務に関する国の経理を明確にするために設けられたものである。

なお、「自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」(令4法65)に基づき、5年度より、自動車事故対策勘定を廃止し、保障勘定の名称を自動車事故対策勘定に改めるとともに、廃止する自動車事故対策勘定の4年度末における権利義務を、保障勘定の名称を改める自動車事故対策勘定に帰属させることとしている。

また、「特別会計に関する法律等の一部を改

正する等の法律」(平25法76)に基づく社会資本整備事業特別会計の廃止に伴い、空港整備事業等に関する経理を26年度から借入金償還完了年度の末日までの間、空港整備勘定において行うこととしている。

5年度の主な内容は、次のとおりであるが、自動車事故対策勘定において、「平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」(平6法43)等に基づき、同法等に規定する運用収入に相当する額の一部について、一般会計から5,950百万円を受け入れることとしている。

(1) 自動車事故対策勘定

(イ) 自動車事故対策として事故相談事業等を実施する者に対し、9,706百万円の補助金等を計上している。

(ロ) 自動車運転者に対する適性診断、自動車事故の被害者に対する資金の貸付け、重度後遺障害者の治療及び養護を行う施設の運営等を行う独立行政法人自動車事故対策機構に対する運営費交付金及び施設整備費補助金を計上している。

(ハ) ひき逃げ及び無保険車による事故の被害者の損害をてん補するため、1,044百万円の自動車損害賠償保障金を計上している。

(ニ) 15年3月31日までに引き受けた再保険等に対する保険金の支払のため、149百万円の再保険金等を計上している。

(2) 自動車検査登録勘定

(イ) 5年度検査関係業務件数を26,603千件、5年度登録関係業務件数を37,518千件と見込んでいる。

(ロ) 自動車の検査、登録等の際に、自動車重量税の納付の確認等の事務を行うため、当該事務の実施に要する経費の財源を一般会計から受け入れることとしている。

(ハ) 自動車等が保安基準に適合するかどうかの審査、リコールの技術的な検証及び自動車の登録に係る事実の確認をするために必要な調査を行う独立行政法人自動車技術総合機構に対する運営費交付金及び施設整

備費補助金を計上している。

(二) 自動車の保有に伴い必要となる各種の行政手続について、国民負担の軽減及び行政事務の効率化を図る観点から、デジタル化を進めることとしている。

(3) 空港整備勘定

(イ) 歳入については、空港使用料収入のほか、空港整備事業に係る施設の整備に要する資金の一部に充てるため、財政融資資金の借入れ118,500百万円を予定している。また、航空機燃料税収入の空港整備事業に要する経費の財源に充てるための一般会計からの受入27,348百万円、直轄事業に係る地方公共団体の負担金収入等を計上している。

(ロ) 歳出については、首都圏空港の国際競争力強化のため、東京国際空港(羽田)の機能拡充に必要な事業等を重点的に実施するとともに、福岡空港においては、引き続き、滑走路増設事業を実施することとしている。また、厳しい経営環境の中でも空港機能の確保に必要な施設等の整備が円滑に行われるよう空港運営事業者等に対する無利子貸付を実施することとしている。

この会計の歳入歳出予算の大要は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
(1) 自動車事故対策勘定		
(歳入)		
賦課金収入	8,517	1,379
積立金より受入	5,284	7,912
一般会計より受入	5,950	(5,400) 6,649
償還金収入	403	449
雑収入	1,249	1,533
前年度剰余金受入	61,575	61,020
独立行政法人自動車事故対策機構納付金収入	—	111
計	82,978	(77,805) 79,054
(歳出)		
被害者保護増進等事業費	9,706	(6,243) 7,452

独立行政法人自動車事故対策機構運営費	9,398	(7,638) 7,679
独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	616	441
自動車損害賠償保障事業費	1,332	1,398
業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	1,143	1,190
再保険及保険費	149	145
予備費	60	60
計	22,404	(17,115) 18,365
(2) 自動車検査登録勘定		
(歳入)		
検査登録印紙収入	23,095	20,305
検査登録手数料収入	14,268	13,599
一般会計より受入	262	(275) 273
他勘定より受入	1,143	1,190
雑収入	127	456
前年度剰余金受入	6,888	16,885
計	45,781	(52,711) 52,709
(歳出)		
独立行政法人自動車技術総合機構運営費	2,109	2,532
独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費	1,195	1,291
業務取扱費	36,264	(37,088) 37,086
施設整備費	1,553	1,292
予備費	150	150
計	41,272	(42,353) 42,351
(3) 空港整備勘定		
(歳入)		
空港使用料収入	163,801	93,260
一般会計より受入	27,348	31,522
地方公共団体工事費負担金収入	8,325	7,622
借入金	118,500	164,500
償還金収入	9,095	9,095
受託工事納付金収入	192	36
空港等財産処分収入	60	4

雑収入	53,201	42,891
前年度剰余金受入	12,246	39,407
計	392,770	388,337
(歳出)		
空港等維持運営費	146,948	149,431
空港整備事業費	129,744	118,776
北海道空港整備事業費	10,497	11,733
離島空港整備事業費	1,618	2,137
沖縄空港整備事業費	11,435	11,490
航空路整備事業費	27,343	28,772
空港整備事業資金貸付金	9,250	7,599
成田国際空港整備事業資金貸付金	12,000	15,400
北海道空港整備事業資金貸付金	6,039	5,828
地域公共交通維持・活性化推進費	1,506	1,473
空港等整備事業工事諸費	1,694	1,701
受託工事費	192	36
空港等災害復旧事業費	288	288
国債整理基金特別会計へ繰入	33,885	33,343
予備費	330	330
計	392,770	388,337

13 東日本大震災復興特別会計

この会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために24年度に設けられたものである。

この会計の歳入歳出予算の大要は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
(歳入)		
復興特別所得税	442,000	(428,000) 462,400
一般会計より受入	29,795	(82,931) 148,264
特別会計より受入	26	1
復興公債金	99,800	(171,600) —

公共事業費負担金収入	7	86
災害等廃棄物処理事業費負担金収入	153	67
		(158,589) 158,893
雑収入	158,358	(—) 152,500
前年度剰余金受入	—	(841,274) 922,211
計	730,139	

(歳出)

歳出については、復興事業等を行うため、730,139百万円を計上している。

なお、「復興庁設置法」(平23法125)に基づき、被災地の復興に係る経費については、復興庁の所管する予算として552,296百万円を一括計上している。

5年度の主な内容は、次のとおりである。

(1) 災害救助等関係経費

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
	3,598	4,038

① 災害救助費

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
	666	708

この経費は、「災害救助法」(昭22法118)に基づき、県が提供する応急仮設住宅の供与期間の延長に伴い必要となる、民間賃貸住宅を活用した仮設住宅の家賃の支払等に要する費用の負担に必要な経費である。

② 被災者緊急支援経費

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
	2,932	3,330

この経費は、東日本大震災により被災した児童生徒等の心のケア等を行うためのスクールカウンセラー等の活用等に必要経費であって、その内訳は次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
復興特区支援利子補給金	494	641
災害援護貸付金等	62	79
緊急スクールカウンセラー等活用事業費	1,572	1,671

被災児童生徒就学支援等事業交付金

804 939

計 2,932 3,330

(2) 復興関係公共事業等

5年度(百万円) 4年度(百万円)
50,713 (54,866)
54,386

① 災害復旧等事業費

5年度(百万円) 4年度(百万円)
6,072 5,502

この経費は、東日本大震災により被害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

(イ) 公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧事業費及び災害関連事業費

5年度(百万円) 4年度(百万円)
5,818 5,183

この経費は、公共土木施設、農業施設等の災害復旧事業及び災害関連事業に必要な経費である。

復旧については、その早期復旧を図るため、復旧進度に応じた必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	災害復旧事業費(百万円)	災害関連事業費(百万円)	計(百万円)
農林水産省	765	28	793
国土交通省	5,025	—	5,025
計	5,790	28	5,818

(ロ) 水道施設災害復旧事業費

5年度(百万円) 4年度(百万円)
254 277

この経費は、水道施設の災害復旧事業に必要な経費である。

(ハ) 住宅施設災害復旧事業費

5年度(百万円) 4年度(百万円)
— 42

前年度限りの経費である。

② 一般公共事業関係費

5年度(百万円) 4年度(百万円)
40,308 (41,199)
41,192

この経費は、東日本大震災からの復興事業として治山事業、住宅対策、農業農村整備事

業、森林整備事業等を推進するために必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

(イ) 治山治水対策事業費

5年度(百万円) 4年度(百万円)
462 628

この経費は、治水事業に係る負担金の還付及び治山事業に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
治水事業	2	—
治山事業	460	628
計	462	628

(ロ) 道路整備事業費

5年度(百万円) 4年度(百万円)
3 —

この経費は、道路整備事業に係る負担金の還付に必要な経費である。

(ハ) 港湾空港鉄道等整備事業費

5年度(百万円) 4年度(百万円)
277 9

この経費は、港湾整備事業に係る負担金の還付に必要な経費である。

(ニ) 住宅都市環境整備事業費

5年度(百万円) 4年度(百万円)
21,910 22,133

この経費は、住宅対策に必要な経費である。

(ホ) 公園水道廃棄物処理等施設整備費

5年度(百万円) 4年度(百万円)
829 (1,955)
1,949

この経費は、廃棄物処理施設整備事業及び国営公園等事業に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
廃棄物処理施設整備事業	409	1,461
国営公園等事業(国営追悼・祈念施設)	420	(494) 488
計	829	(1,955) 1,949

(ヘ) 農林水産基盤整備事業費

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
	5,273	6,202

この経費は、農業農村整備事業、森林整備事業及び農山漁村地域整備事業に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
農業農村整備事業	610	951
森林整備事業	4,413	4,601
水産基盤整備事業	—	190
農山漁村地域整備事業	250	460
計	5,273	6,202

(ト) 社会資本総合整備事業費

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
	11,553	10,272

この経費は、社会資本総合整備事業に必要な経費である。

③ 施設費等

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
	4,334	(8,165) 7,692

この経費は、広域的に生産から加工までが一体となった高付加価値生産等を展開する産地の拠点となる農業用施設の整備等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
警察施設整備費	209	283
消防防災施設災害復旧費	—	58
私立学校施設災害復旧費	18	4
公立学校施設災害復旧費	13	31
保健衛生施設等災害復旧費	760	—
保健衛生施設等設備災害復旧費	11	—
社会福祉施設等災害復旧費	—	1,930
福島県高付加価値産地展開支援事業費	2,438	(4,962) 4,489
特用林産施設体制整備復興事業費	885	898

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
計	4,334	(8,165) 7,692

(3) 災害関連融資関係経費

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
	1,573	(2,008) 1,689

① 中小企業等関係費

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
	222	(387) 247

この経費は、東日本大震災による被災中小企業者の事業再建及び経営安定のための融資の実施に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
株式会社日本政策金融公庫出資金(財務省分)	140	(200) 60
株式会社日本政策金融公庫出資金(厚生労働省分)	22	7
株式会社日本政策金融公庫出資金(経済産業省分)	60	180
計	222	(387) 247

② 農林漁業者等関係費

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
	1,351	(1,621) 1,442

この経費は、東日本大震災による被災農林漁業者等の経営再建等のための融資の実施等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
漁業経営維持安定資金利子補給等補助金	561	(641) 522
農業経営金融支援対策補助金	497	(607) 573
漁業者等緊急保証対策事業費	154	(187) 162
漁業信用保険事業交付金	105	145
林業振興事業費補助金	27	32

株式会社日本政 策金融公庫補給 金	7	(10) 8
計	1,351	(1,621) 1,442

(4) 地方交付税交付金

5年度(百万円)	4年度(百万円)
62,246	91,943

この経費は、東日本大震災からの復興事業に係る地方負担等について震災復興特別交付税を措置する必要があるため、その措置に必要な地方交付税交付金財源を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れるために必要な経費である。

(5) 原子力災害復興関係経費

5年度(百万円)	4年度(百万円)
416,157	(446,398) 402,517

① 除去土壌等の適正管理・原状回復等

5年度(百万円)	4年度(百万円)
272,614	(292,905) 264,623

この経費は、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23法110)等に基づき行う除去土壌等の適正管理・原状回復等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
放射性物質対処 型森林・林業再 生総合対策事業 費	3,734	3,618
中間貯蔵施設の 整備等経費	178,646	(198,106) 193,940
放射性物質汚染 廃棄物処理事業 費	67,993	(58,776) 39,660
除去土壌等の適 正管理・原状回 復等の実施経費	16,929	27,087
そ の 他	5,312	(5,317) 317
計	272,614	(292,905) 264,623

② 福島再生加速化交付金等

5年度(百万円)	4年度(百万円)
143,542	(153,494) 137,894

この経費は、福島再生を加速するため、特定復興再生拠点の整備、放射線不安を払拭する生活環境の向上、健康管理、産業再開に向けた環境整備等の施策の実施等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
福島再生加速化 交付金	60,179	(70,084) 55,601
福島生活環境整 備・帰還再生加 速事業費	8,012	8,819
特定復興再生拠 点区域外除染等 事業費	5,955	1,434
帰還困難区域の 入域管理・被ば く管理等経費	4,761	(5,296) 4,996
原子力損害賠償 紛争審査会の開 催等経費	2,972	(3,012) 2,203
福島関連基礎・ 支援研究等(国 立研究開発法人 日本原子力研究 開発機構運営 費)	1,978	1,978
地域復興実用化 開発等促進事業 費	5,193	5,910
福島医薬品関連 産業支援拠点化 事業費	2,021	2,328
原子力災害によ る被災事業者の 自立等支援事業 費	1,631	2,970
特定復興再生拠 点整備事業費	43,579	44,461
環境放射線測定 等経費	1,657	1,498
放射性物質環境 汚染状況監視等 調査研究費	1,149	1,190
そ の 他	4,453	(4,514) 4,507
計	143,542	(153,494) 137,894

(6) その他の東日本大震災関係経費

5年度(百万円)	4年度(百万円)
80,255	(71,643) 71,584

① 被災者生活再建支援金補助金

5年度(百万円)	4年度(百万円)
2,038	2,538

この経費は、東日本大震災により住宅が全壊した世帯等に対し支給される被災者生活再建支援金に要する費用の補助に必要な経費である。

② 警察・消防活動経費等

5年度(百万円)	4年度(百万円)
262	308

この経費は、東日本大震災により被害を受けた地域における警察活動及び緊急消防援助隊の活動に要する負担金等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
警察活動経費	12	16
緊急消防援助隊活動費負担金等	250	217
消防防災設備災害復旧費補助金	—	75
計	262	308

③ 教育支援等

5年度(百万円)	4年度(百万円)
1,941	2,068

この経費は、心のケアが必要な被災児童生徒に対する学習支援等に取り組むための教職員定数の措置、福島イノベーション・コースト構想を担う人材の育成基盤の構築等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
義務教育費国庫負担金	1,226	1,320
福島イノベーション・コースト構想人材育成基盤構築事業費	435	435
被災私立大学等復興特別補助事業費	274	311
私立高等学校等経常費助成費補助金(教育活動復旧費)	6	1
計	1,941	2,068

④ 医療、介護、福祉等

5年度(百万円)	4年度(百万円)
7,453	8,213

(イ) 医療保険制度等の保険料減免等に対する特別措置

5年度(百万円)	4年度(百万円)
4,634	4,904

この経費は、医療保険、介護保険、障害福祉サービス等において、東京電力福島第一原子力発電所の事故により設定された避難指示区域等に住所を有する被保険者等の保険料、一部負担金等の減免措置の延長に要する費用の補助に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
医療保険制度	3,640	3,790
介護保険制度	980	1,099
障害福祉サービス等	15	15
計	4,634	4,904

(ロ) 地域医療再生対策費

5年度(百万円)	4年度(百万円)
2,385	2,915

この経費は、東京電力福島第一原子力発電所の事故により設定された避難指示区域等の復旧・復興を図るため、福島県が設置した基金に地域医療再生臨時特例交付金を交付することにより、医療提供体制の再構築を推進するために必要な経費である。

(ハ) その他

5年度(百万円)	4年度(百万円)
434	393

この経費の内訳は次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
被災地における福祉・介護人材確保事業費	151	151
介護サービス提供体制再生事業費	125	139
医療・介護保険料等の収納対策等支援事業費	100	—
障害福祉サービス再開支援事業費	57	103
計	434	393

⑤ 農林業関係

5年度(百万円)	4年度(百万円)
5,326	(4,592) 4,569

この経費は、福島県の農林水産業の復興創生に向けたブランドの確立と産地競争力の強化、国内外の販売促進等、生産から流通・販売に至るまでの総合的な支援等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
福島県農林水産業復興創生事業費	3,955	4,055
原子力被災12市町村農業者支援事業費	800	—
福島県高付加価値産地展開支援事業費	250	218
原子力災害被災12市町村の農地中間管理機構による農地の集積・集約化事業費	123	123
農畜産物放射性物質影響緩和対策事業費	96	90
その他	101	(106) 83
計	5,326	(4,592) 4,569

⑥ 水産業関係

5年度(百万円)	4年度(百万円)
5,882	5,636

この経費は、福島県をはじめとした被災地水産物の販路回復や販売促進、被災海域における種苗放流の取組への支援等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
水産業復興販売加速化支援事業費	4,053	4,053
被災海域における種苗放流支援事業費	699	699
被災地次世代漁業人材確保支援事業費	698	381
漁場復旧対策支援事業費	296	296
漁船等復興対策事業費	137	208

計	5,882	5,636
⑦ 中小企業対策		

5年度(百万円)	4年度(百万円)
3,504	3,309

この経費は、東日本大震災により被害を受けた中小企業等の支援のため、施設等の復旧・整備に要する費用に対し補助金を交付する県に対する補助及び二重ローン対策の窓口業務等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
中小企業組合等共同施設等災害復旧費	2,708	2,246
中小企業再生支援事業費	588	612
独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	208	451
計	3,504	3,309

⑧ 立地補助金

5年度(百万円)	4年度(百万円)
14,090	14,090

この経費は、福島県の避難指示区域等を対象に、雇用の創出、産業集積等を図り、今後の自立・帰還支援を加速するための企業立地補助に必要な経費である。

⑨ 住宅関係

5年度(百万円)	4年度(百万円)
10	13

この経費は、東日本大震災により被害を受けた者に対して行う東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業に要する経費の民間団体等に対する一部補助に必要な経費である。

⑩ 福島国際研究教育機構関連事業費

5年度(百万円)	4年度(百万円)
14,492	3,790

この経費は、創造的復興の中核拠点となる福島国際研究教育機構の運営費等の支援に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
福島国際研究教育機構出資金	100	—

新産業創出等研究開発推進事業費補助金	14,104	—
その他	288	3,790
計	14,492	3,790

⑪ その他

5年度(百万円)	4年度(百万円)
25,258	(27,085) 27,049

上記の内訳は次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
被災者支援総合交付金	10,201	11,527 (4,620)
復興庁運営経費	5,147	4,478
風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業等経費	1,044	1,013
「新しい東北」推進事業費	304	329
ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業費	104	133
東日本大震災教訓継承事業費	73	74
特定非営利活動法人等被災者支援事業費	106	117
情報通信基盤災害復旧事業費	52	83
被災地域情報化推進事業費	49	48
登記事務処理実施経費	76	(172) 158
被災ミュージアム再興事業費	210	245
原子力被災地域における映像・芸術文化支援事業費	330	—

放射線量測定指導・助言事業費	14	24
福島県における観光関連復興支援事業費	500	500
ブルーツーリズム推進支援事業費	270	270
地域公共交通確保維持改善事業費	117	116
除去土壌等の適正管理・原状回復等の実施、災害廃棄物及び放射性廃棄物等の処理に伴う体制の強化経費	5,811	(5,672) 5,791
環境モニタリング調査費	851	755
災害廃棄物処理事業費	—	1,388
計	25,258	(27,085) 27,049

(7) 国債整理基金特別会計への繰入等

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
	15,597	(20,378) 246,054

この経費は、復興債の利子の支払に必要な経費と、復興債の償還及び発行に関する諸費を国債整理基金特別会計へ繰り入れるもの等である。

(8) 復興加速化・福島再生予備費

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
	100,000	(150,000) 50,000

この経費は、東日本大震災に係る復旧及び復興に関連する経費の予見し難い予算の不足に充てるための予備費である。